

君津郡市広域市町村圏事務組合の共同処理事務の見直しについて

企画政策部

1 見直しに係る経緯

君津郡市広域市町村圏事務組合（以下「組合」という。）では、平成25年度に、組合の現状、組織の課題及び保有する施設の課題について認識し、課題解決のための方向性の整理をした。

また、平成29年度には、構成4市が主体となった君津郡市広域市町村圏事務組合あり方検討委員会や関係4市市長会議にて、組合における共同処理事務のあり方や今後の方向性について検証し、総括的な見直しを行った。

その結果、視聴覚教材センターについては、千葉県総合教育センターなど同様の事業が行われている機関を有効活用することにより、引き続き視聴覚教育の充実を図ることが可能であると判断できること、また、結核対策委員会については、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）の改正により、学校医が直接、精密検査を指示できるとされたことから、それぞれ共同処理する事務としての役割を終えたとの結論に至った。

このようなことから、視聴覚教材センターの設置及び管理、結核対策委員会の設置及び運営については、共同処理事務から除くこととし、これに伴い、組合教育委員会を設置する必要がなくなることから、廃止することとした。

2 見直しに伴う規約変更

君津郡市広域市町村圏事務組規約（昭和44年千葉県指令第2229号）に規定されている、視聴覚教材センター及び結核対策委員会に関する規定について、共同処理する事務から除き、それに伴い同組合教育委員会の所管する事務がなくなることから、教育委員会の設置及び組織に関する規定を削る。

3 今後の方針

見直しすることとした上記2事業については、平成31年4月から各市において事務を実施することとし、現在、組合及び関係4市担当課において「事務引継ぎ検討委員会」を設置し、移行に伴う準備作業を進めている。

なお、本市では、視聴覚教材センターに関することについては生涯学習文化課、結核対策委員会に関することについては学校教育課において事務を所掌する。